

吉富町地域防災計画

- みんなのちからで命と暮らしを守る -



平成 25 年 11 月

 吉 富 町

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 吉富町地域防災計画とは | 2 |
| もしも災害が発生したら・・・ | 7 |
| 計画の視点 | 8 |
| 日頃から準備をしておく・・・ | 10 |
| 風水害が発生したら・・・ | 12 |
| 地震や津波による災害が発生したら・・・ | 14 |
| 大規模な事故や火災などが発生したら・・・ | 16 |
| 災害情報はどこから入手すればよいのか・・・ | 18 |
| 多数の負傷者がでたら・・・ | 20 |
| どこに避難すればよいのか・・・ | 22 |
| 避難所での生活について・・・ | 24 |
| 飲料水・食料はどこで入手するのか・・・ | 26 |
| 住まいはどうなるのか・・・ | 28 |
| 災害のあとかたづけは・・・ | 30 |

<注意事項>

下記のような本文の枠内標記で、(予防 p14) のようなカッコ書きは、吉富町地域防災計画に記載する関連ページを示しています。

建築物の耐震化等を進めています (予防 p14)

例えば、(予防 p14) は第 2 章災害予防計画の 14 ページ、(風水害 p15) は第 3 章風水害
応急対策計画の 15 ページ、(地震・津波 p63) は第 4 章地震・津波応急対策計画の 63 ページ、
(大規模・各節) は第 5 章大規模事故等応急対策計画の各節に、それぞれに該当または関連
する計画内容を記載しています。

はじめに

災害は、いつ起こるか分かりません。また、その発生を未然に防ぐことはできませんが、日ごろからの備えを万全にすることで、被害を最小限に食い止めることはできます。

吉富町では、住民の皆さんの生命や身体、財産を守るため、東日本大震災や近年の風水害等を教訓として、吉富町の防災における基本的な事項をまとめた「吉富町地域防災計画」の見直しを行いました。

この計画では、大規模な災害が発生した場合は、災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、自助、共助の考え方に基づき「行政と住民一人ひとりが力をあわせて災害に対処する防災体制」を構築することをめざしています。

なお、より詳細な個別の計画については、今後、順次策定・実施していくこととしています。

本書は、「吉富町地域防災計画」についての概要をまとめたものです。本書により町の防災対策にご理解、ご協力いただき、日ごろから災害対策を心がけ「自分の身は自分で守る」ことを原則に災害へ備えていただければ幸いです。

また、町ではこの概要版以外にも、住民の皆さんが災害に対して日頃から備えておくべき事や災害時にとるべき行動などを、町広報紙や防災マップなどで広く周知をしていくことにしております。

吉富町地域防災計画とは

目的

吉富町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、町域において風水害や地震・津波等の災害が発生した場合において、

『吉富町民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害の軽減を図る』
ことを目的としています。

役割

吉富町地域防災計画は、風水害、地震・津波災害、大規模事故災害等に関して、町、その他の防災関係機関、関係団体及び住民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示しています。

特に、住民の皆さんには、防災・減災意識を高め、自発的な防災・減災活動を行う際の参考になることを願っています。

構成

吉富町地域防災計画は、平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災など、過去の災害を教訓として、国や県が行った被害想定や防災計画等の見直しを踏まえ、あらゆる災害に対処するための基本的な計画で、次の各編・各章により構成されています。

■吉富町地域防災計画の構成

| | | |
|-----|------------------|---|
| 本編 | 第1章 総則 | 計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）を定めた計画 |
| | 第2章 災害予防計画 | 災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本事項を定めた計画 |
| | 第3章 風水害応急対策計画 | 風水害時に、町及び防災関係機関が実施する様ざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めた計画 |
| | 第4章 地震・津波応急対策計画 | 地震や津波の発生時に、町及び防災関係機関が実施する様ざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めた計画 |
| | 第5章 大規模事故等応急対策計画 | 大規模あるいは広範囲にわたる災害や事故等において、町及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めた計画 |
| | 第6章 災害復旧・復興計画 | 住民の生活安定のため緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための計画 |
| 資料編 | | 本編を補足するための資料（区域、施設、協定、様式等）を掲載 |

過去に発生した災害

(1) 風水害

本町に災害をもたらす気象現象としては、台風・豪雨による水害・土砂災害などがあげられます。

近年、大きな被害をもたらした主な風水害は、平成 3 年及び平成 5 年の台風、平成 24 年の九州北部豪雨による災害などがあります。

■過去の主な風水害

| 災害名 | 災害の状況 | 本町の被害状況 |
|----------------------------|---|-------------------------------------|
| 平成 3 年 9 月 台風 17 号、19 号 | 台風 17 号・19 号の襲来による風水害がおり、町内全域 3 日間の停電が発生しました。 | 住家全壊 1 棟、半壊 6 棟 N T T 電話回線の甚大な被害 |
| 平成 5 年 9 月 台風 13 号 | 暴風雨と満潮が重なり、海岸地区に被害が発生しました。 | 床上浸水 47 棟、床下浸水 28 棟 |
| 平成 24 年 7 月 九州北部豪雨 | 梅雨前線が南下し、7 月 11 日から 14 日にかけて、九州北部地方に記録的な大雨をもたらしました。 | 床下浸水 1 棟 |

(2) 地震

本町は、平成 17 年 3 月 20 日に発生した福岡県西方沖地震では震度 4 でしたが被害記録はなく、その他の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していません。

被害想定

(1) 風水害

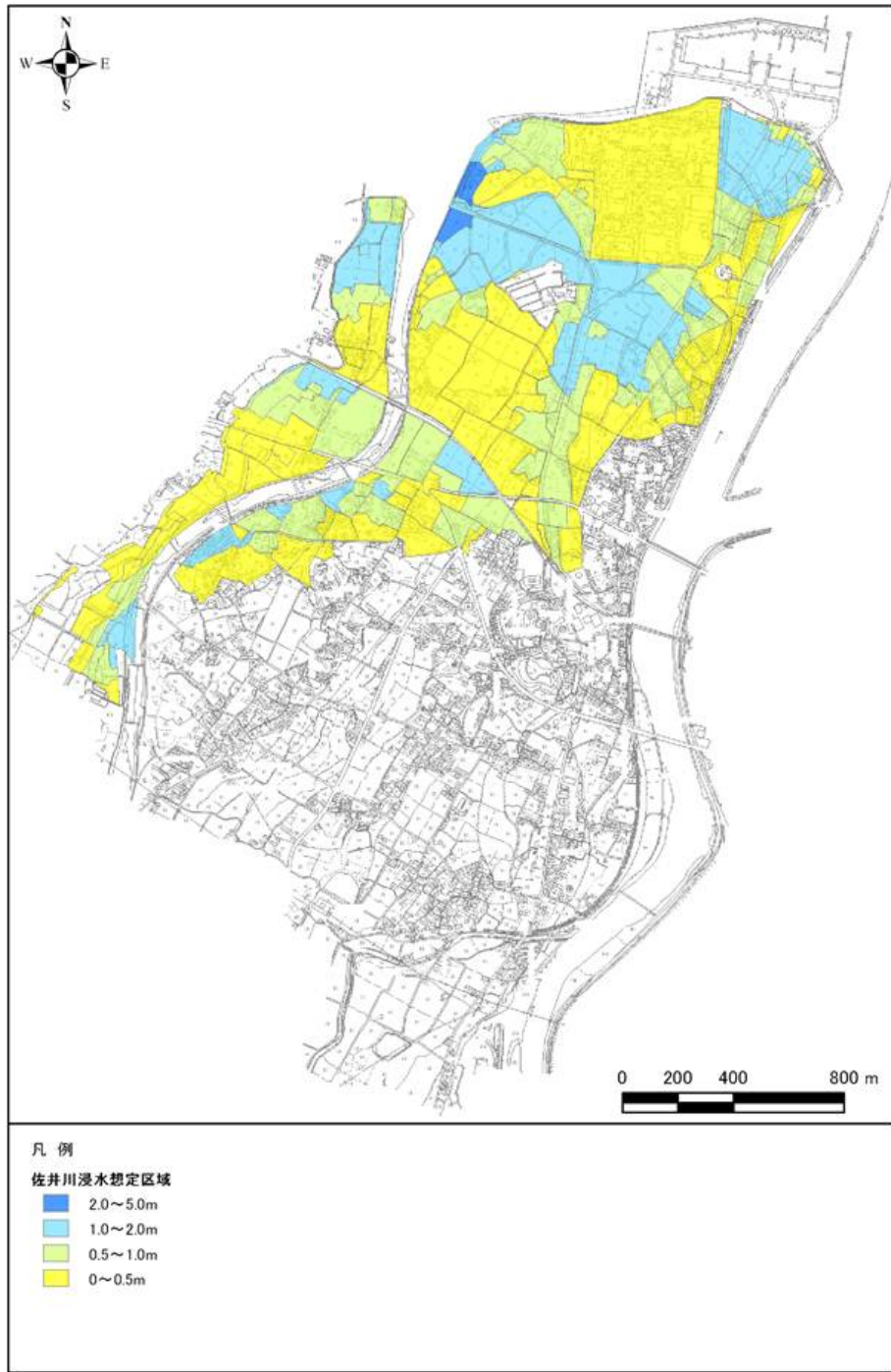
本町における水害の危険性については、佐井川の洪水時における浸水想定区域として、佐井川沿いの北側低地部において広範な浸水が予想されています。

また、本町は、現時点で山国川の浸水想定区域に含まれませんが、平成 24 年 7 月の豪雨時に氾濫寸前にまで至ったこともあり、山国川からの洪水災害等に対して、十分警戒する必要があります。

なお、福岡県では本町域において、重要水防箇所 4 箇所(山国川、佐井川、吉富海岸、界木海岸の各 1 箇所)、災害危険河川区域(山国川水系黒川) 2 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 6 箇所、土砂災害警戒区域 1 3 箇所、同特別警戒区域 1 1 箇所を位置づけています。



■佐井川浸水想定区域



出典：佐井川水系佐井川浸水想定区域図（平成 20 年、福岡県）

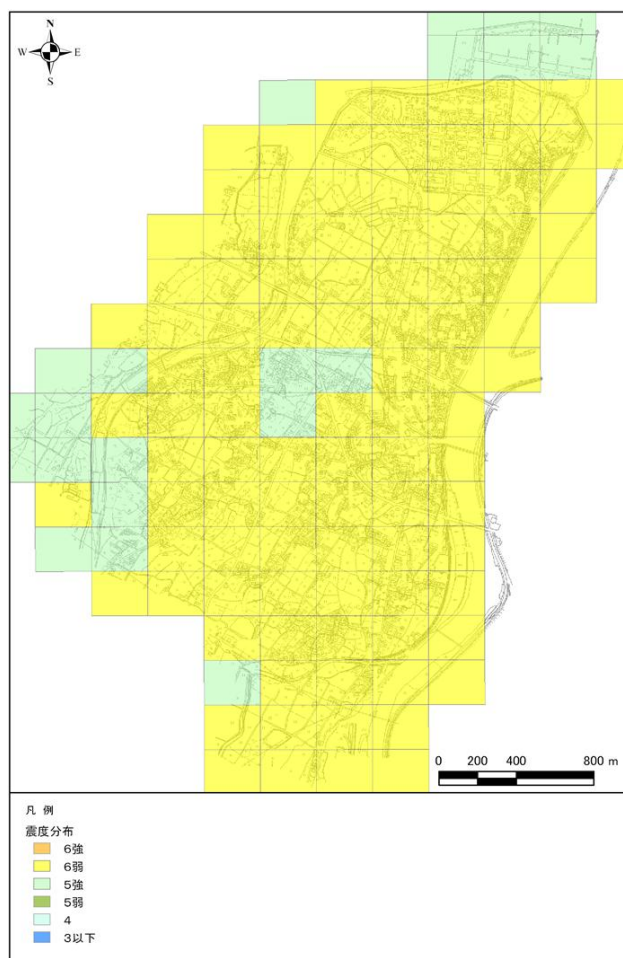
(2) 地震・津波

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」では、地震により、本町に甚大な被害をもたらすのは、直下型地震（基盤地震動一定）で、最大震度は6弱と想定し、全壊建物が54棟、死者数3名、負傷者数219名、避難者数68名が想定されています。また、「津波に関する防災アセスメント調査」（平成 24 年 3 月）では、周防灘断層群主部を波源とする津波が本町に最も影響を与え、地震発生から約90分～2時間程度で最大55cm程度の津波が到達し、床上浸水1棟の被害が想定されています。



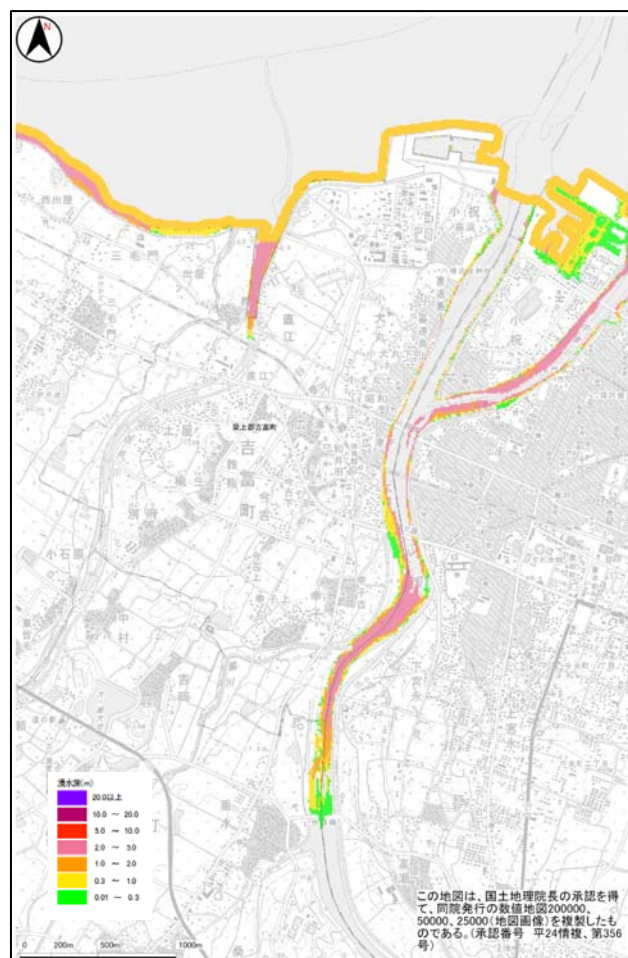
南海トラフ巨大地震については、平成 24 年 8 月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が公表され、本町では、最大震度5強、最大津波高（満潮位）4mが想定されています。この津波高さをふまえて町域をみると、町域北側の大きな範囲が標高4m未満の区域となっており、津波に対する警戒が必要になります。

■震度分布図（基盤地震動一定）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書
（福岡県 平成 24 年 3 月）

■津波の浸水分布図



出典：南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（内閣府 平成 24 年 8 月）

防災ビジョン

本町周辺は台風の常襲区域であり、近年の異常気象や集中豪雨の発生を考えると、風水害の危険性に十分配慮する必要があります。また、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後、自主防災組織の育成やお年寄りや障がい者等の避難支援など、地域防災力の強化が強く求められています。

こうしたことをふまえ、本町の防災ビジョンを次のように定めています。

■防災ビジョン

災害に対して「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えを基本として、行政は「減災」に向けたまちづくりや防災への取り組みを推進するとともに、行政をはじめ、住民・地域コミュニティ・事業者・その他関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、お互いの緊密な連携を図りながら、「自助・共助・公助」の理念のもと、町の総力を結集して災害対応を行う。

<基本理念>

- ① 災害に強い組織・ひとをつくる
- ② 災害に強いまちをつくる
- ③ 防災施設・設備、体制を強化する
- ④ 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える



もしも災害が発生したら・・・

吉富町に大規模な災害が発生したらどうしますか？

吉富町では

台風・洪水・高潮・地震・津波・大規模事故など

様々な原因による災害が発生することが予想されます。

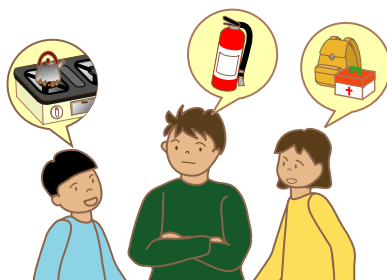
そして、災害が発生すると

停電やガスの停止、電話の不通などが起こります！

そのとき

私たちは、
どのような行動をとれば
よいのでしょうか？

吉富町は、
どのような対策を行うこ
とになっているのでしょ
うか？



ここでは、災害発生から、いくつかの場面を想定して、住民の皆さんがどのような行動を取ればよいのか、行動の目安を示すとともに、それに関連する、吉富町地域防災計画の内容を紹介します。

計画の視点

大規模な災害においては、町及び関係機関による対応では限界が生じるおそれがあることから、福岡県、県内外の市町をはじめ、関係団体、事業所、自主防災組織、さらには住民の方々と協働しながら対応する必要があります。

このため、それぞれの役割を踏まえつつ、次のような視点や考え方で計画を策定しています。

職員の初動対応や災害対策本部の強化

- 勤務時間内・外における職員の配備体制の点検、強化
- 災害対策本部の設置・運営の強化
- 自主防災組織等との連携による災害対応力の強化

情報収集・伝達体制の強化

- 災害・被害状況の早期収集・把握、二次災害の発生状況、応急活動情報など、情報の連絡・集約、一元化の仕組みや体制の構築・強化
- 多様な情報伝達手段の活用と、住民や町内来訪者への確実な情報伝達体制の強化
- 避難勧告等の基準の明確化と速やかな伝達手段の確保

避難支援・避難所運営体制の強化

- 災害危険性の検討、地区別カルテ、避難所調査に基づく避難所の現状把握及び見直しの検討
- 避難所における備蓄資機材等の充実（品目・数量、備蓄場所等）
- 住民避難の支援体制、住民・ボランティア・行政等の連携による避難所の運営体制の確立
- 災害時要援護者への避難支援と福祉避難所における管理・運営体制の強化
- 避難所等における、女性や子育て家庭など生活者の多様なニーズ、保健・衛生への配慮

地域防災力の強化

- 住民一人ひとり、家庭、職場における心得、とるべき措置などの啓発
- 防災活動を支える人材の育成支援、自主防災組織の育成など、地域での防災体制の強化
- 学校における児童・生徒に対する防災教育の実施
- 企業や事業所が持つ防災力の向上及び活用による地域防災力の強化

各種災害対策の強化

- 注意報・警報等や避難勧告等の伝達体制及び手段の強化
- 避難計画の策定、住民の自主的避難の周知、防災訓練の強化
- 防災ハザードマップ等の充実による防災知識の普及・啓発、防災教育の強化
- 既存建築物等の耐震性向上、液状化災害対策やため池施設安全対策の強化

災害予防・応急対策の推進・強化

- 災害ボランティアの活動内容及び町の対応の明確化
- 罹災証明の円滑な発行に向けた体制の確立等、被災者支援体制の強化
- 被災した住宅の再建支援に向けた対応の充実
- 大規模災害時における対応や安全確保、避難等に関する情報の収集方法、住民への伝達手法の確立



日頃から準備をしておく・・・

自主防災活動に協力しましょう

住民の身近な防災組織である自主防災組織の活動は、町内の全自治会で行われています。「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本として、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害を未然に防ぐことのほか、被害を最小限に抑えることにも役立ちます。

日頃から、自主防災組織による災害時要援護者支援の取り組みや防災訓練等を理解し、防災活動に協力しましょう。

防災訓練に参加しましょう

本町では、町と自主防災組織が協力して、出火防止訓練や初期消火訓練、避難訓練・避難誘導訓練、応急救護訓練などの防災訓練の充実を図っていきます。

日頃の訓練が災害時に役立つこととなりますので、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。

災害に備えて備蓄しましょう

大規模な災害発生後は、道路や鉄道、ライフラインの被害により、断水や電気・ガスの不通、流通の停滞など、町のみならず広い範囲で混乱することが予想され、その混乱が長期間になると、水や食料等の物資が不足する事態が生じます。

町による備蓄には限界があることから、各家庭や事業者は、災害に備えて生活物資の備蓄をしておくことが必要です。一人あたり 3 日間程度の生活ができる量を目安に、水や食糧等の備蓄をしましょう。

<備蓄のポイント>

- ・飲料水は一人一日あたり3リットルが目安です。
- ・給水を受けられる様にポリタンクなど清潔でフタのできる容器を用意しましょう。
- ・缶詰は保存期間が長く、そのまま手を加えずに食べられ、缶切りなしで開けられるものを選びましょう。
- ・子供がいる家庭ではレトルト食品など子供が食べやすいものを保存食料にしましょう。
- ・高齢者には固くて食べられないカンパンではなく、ビスケットなどを用意しましょう。
- ・保存食として考えられるもの
缶詰、インスタント食品、レトルト食品、フリーズドライフーズ、乾パン、ビスケット、クッキー、チョコレート、キャンディなど

吉富町の対策

建築物の耐震化等を進めています (予防 p14)

庁舎や町の施設、学校等の避難所となる施設は、防災上重要な施設です。これら施設の耐震化などの対策を進めています。

民間の建築物に対しても、耐震化や不燃化、設備の安全化対策等について積極的に広報を行い、協力を要請していきます。

情報ネットワークの充実を進めています (予防 p28)

町は、庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルート多重化を図るとともに、防災関連情報の各分野での共有化を進めています。

また、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の活用やインターネット、電子メール、twitter（ツイッター）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、新しい情報伝達手段によるネットワークの強化を今後進めていきます。

災害時要援護者の支援体制の強化を進めています (予防 p42)

高齢者、障害者をはじめ、傷病者や乳幼児、妊産婦、外国人等の、いわゆる災害時要援護者は、災害時にはその行動等に多くの困難を伴うことになり、避難所生活においても厳しい環境下に置かれる事も予想され、平常時から配慮した防災対策の検討や、安全確保体制を整備しておく必要があります。

そのため、災害時要援護者の地区単位での把握、自主防災組織による災害時の避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での災害時要援護者の避難への支援体制づくりを進めています。

応援協力体制の充実を進めています (予防 p32)

大規模災害時には、町及び関係機関だけでは対応できないことが想定されるため、福岡県や近隣市町、関係機関、関係団体、関係事業所等との間で、災害時における協力関係を確立しておくことが必要です。

町では、すでに県や関係市町等と、災害時における応援協力の協定を締結しています。今後は、積極的にその他の関係機関等との協定締結を進めていきます。

風水害が発生したら・・・

気象情報や町からの防災情報に注意しましょう

テレビやラジオなどで、台風や豪雨に関する気象情報に注意しましょう。
町からの防災情報は、防災行政無線、携帯メール、消防団、自治会長等を通じて行いますので注意しましょう。

近所の高齢者や障がい者等へも声をかけましょう

近所に住む高齢者や障がい者の方がたにも声をかけ、自分が知り得た気象情報や防災情報などを伝えましょう。

状況に応じて早めの避難を行いましょ

自宅周辺の河川の増水や堤防崩壊の前兆と思われる現象等に注意し、危険を感じたら消防団や自治会長等に連絡するとともに、早めの避難を行いましょ。

また、増水する河川や水路に近づくのは危険ですのでやめましょ。

なお、災害対応の妨げにもなりますので、自家用車等は、公道に放置をしないようしましょ。

すでに周囲が浸水しているときは

河川のはらん等により、すでに周囲が浸水している場合の避難は、十分な注意が必要です。履き物は運動靴が最適です。長靴は浸水深が深いと水が中にたまり、かえって動きづらくなります。また、長い棒を杖の代わりにして安全を確認しながら進みましょ。

歩ける浸水の深さは、男性で約 70 cm、女性で約 50 cmです。
それより深いと疲労しやすく、危険です。
できれば3階以上の建物や高い場所で救助を待ちましょ。

吉富町の対策

情報を収集し、応急活動体制を確立します (風水害 p15)

町では、気象状況に応じて職員を配備し、災害に備えた情報の収集伝達活動を行います。

気象台からは気象予報警報等の情報が伝達されるとともに、河川管理者（福岡県）からは河川の水位情報等が通知されます。町は、これらの情報に基づき、必要な体制（災害対策準備体制、災害警戒本部、災害対策本部）をとります。

避難の呼びかけを行います (風水害 p45)

町では、災害の警戒段階において、水位・雨量等の情報から、避難に関して 3 段階の情報を発信します。各情報の段階において、住民の皆さん等に求める行動は、以下のとおりです。

| 発令区分 | 住民等に求める行動 |
|--------------------------|---|
| 避難準備情報 (要援護者 避難情報) | <ul style="list-style-type: none">◆対象地域の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始してください。◆高齢者や障がいのある方、乳幼児など、特に避難行動に時間を要する方は、計画された避難場所への避難行動を開始してください。 (避難支援者は支援行動を開始しましょう) |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none">◆対象地域の住民は、近所の人にも声をかけて、一緒に避難を開始してください。◆対象地域以外の住民も、周りの状況により自主避難してください。 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none">◆対象地域の住民は、直ちに避難を完了してください。◆まだ避難していない対象地域の住民は、直ちに避難してください。◆避難所まで移動できない場合は、自宅の 2 階以上又は近くの高い場所に移動してください。 |

水防活動を行います (風水害 p21)

消防団（水防団）等が警戒にあたります。町は、河川からの越水等の危険があるときは、自主防災組織等に協力を要請するなどの対策をとります。

自主防災組織の皆さんは、消防団の指示に従って協力します。

災害時要援護者（避難行動要支援者）を支援します (風水害 p73)

災害発生時には、消防団員、自主防災組織等が連携し、災害時要援護者（避難行動要支援者）を優先して避難誘導を行います。また、必要に応じて、地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体との連携を図ります。

地震や津波による災害が発生したら・・・

大規模な地震による災害では、古い木造住宅等の建物が倒壊し、ご自身や家族、近所の住民が、建物の下敷きになることも予想されます。

身の回りで下敷きとなった人を発見したときは、可能であれば、地域の住民と協力して救出活動を行いましょう。

ご自身と家族を守りましょう

地震が起こったら、頭を保護し、丈夫なテーブルや机の下などにもぐりましょう。

揺れの最中や直後は、屋外に飛び出すと落下物等で非常に危険ですから、落ち着くまで様子を見ましょう。

建物の下敷きになった人を発見したら

隣り近所でお互いが無事かどうかを確認しましょう。

特に、町内の一人暮らしのお年寄りなどの無事を確認しましょう。

救出が困難な場合は

地域の人びとだけでは救出が困難なときは、消防本部に救助を要請しましょう。

ただし、電話での119番通報は、回線が混雑してつながらないおそれがありますので、その場合は、町役場や警察等の関係機関に直接救助を要請しましょう。

倒壊した建物や宅地には近づかないようにしましょう

地震が収まっても、余震などによって再び建物や宅地などが倒壊、崩壊するおそれがあります。建物が倒壊したり、柱、壁などに亀裂が入っていたり、宅地の石積み等のよう壁が崩壊している箇所には近づかないようにしましょう。

避難の際には通電火災に注意しましょう

物が落下した衝撃で電気のスイッチが入ったり、あるいは破損された電気ストーブ、熱帯魚のヒーターなどに電気が通じたことにより、火災が発生することがあります。これを通電火災といいます。

地震等で停電した地域では、通電火災を防ぐために、電気器具のコードを抜いたり、ブレーカーを落としてから避難しましょう。

吉富町の対策

広域的な連携による救出活動を行います (地震・津波 p63)

本町では、消防本部、消防団、自主防災組織、警察等が協力して救出活動を実施します。特に、救出件数が多いなど、町だけでは対応できない場合には、自衛隊の出動を要請します。救出現場でクレーンなどの重機が必要な場合は、建設業協会等の協力を得ることになっています。

余震や津波の警戒活動を行います (地震・津波 p22)

町は、余震や津波の情報に留意しながら、消防団（水防団）と連携し、余震等の発生による二次災害の危険があると認められる箇所について、その施設の管理者に通報するとともに、必要に応じて消防団を配置して警戒にあたります。

被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行います (地震・津波 p94)

余震などによる二次災害を防止するために、応急危険度判定を行います。判定の結果は、建物の入り口に表示し、「危険」と判定された建物には、立ち入り禁止措置がとられます。



【赤紙】
この建物に立ち入る
ことは危険です

【黄紙】
この建物に立ち入る
場合は十分注意

【緑紙】
この建物は使用
可能です

出典：一般財団法人福岡県建築住宅センター

大規模な事故や火災などが発生したら・・・

大規模な事故（道路、鉄道、船舶等）、火災等があったときは、すぐに警察や消防署、消防団等に連絡するとともに、その指示に従いましょう。
火災が発生したときは、初期消火などの行動をとりましょう。

消防や警察に協力をしましょう

大規模な事故や火災等が発生した場合は、地域の住民、事業者の皆さんで、安全を確認したうえで、負傷者の救出・救護活動を行いましょう。

消防団や消防職員、警察官などが到着したときは、その指示に従い、できる範囲で協力をしましょう。

早めに消防署へ通報しましょう

初期消火活動で消火できないような大きな火災や、火災の広がりが早いときは、直ちに 119 番通報しましょう。

通信が不通の場合は、町役場等に駆け付け、消防車を要請しましょう。

初期消火をしましょう

火災の延焼を最小限に抑えるためには、火が小さいうちに消火をすることが重要です。

初期消火活動は、近隣住民で協力して、消火栓により行いましょう。このため、日頃から、消火栓の位置を確認しておくことが重要です。

また、近くの消防団員に、消火活動を要請しましょう。

速やかに避難しましょう

危険物や高圧ガス等による災害が発生した場合には、必要に応じて、町から発生場所の地域住民等に対して避難の呼びかけを行います。また、放射線災害においては、屋内避難（建物内への緊急避難）を呼びかけることがあります。

避難の際は、自主防災組織や消防団等が誘導します。高齢者や障がい者等と一緒に避難する場合は、みんなで協力して避難しましょう。

吉富町の対策

災害情報の収集・連絡・応援要請等を円滑に行います (大規模・各節)

住民等から通報があった場合には、町は、消防本部や警察署と連携し、事故や火災等の発生状況や人的被害の状況等の情報を収集し、被害の概要等を直ちに県等に連絡します。

町で対応できないときは、県や防災関係機関に応援を要請します。

消防水利の確保を進めています (予防 p24)

災害時には、水道管の破損によって消火栓が使用できないこともあります。

そのような場合に備えて、延焼危険の高い地区から、防火水槽の増設を検討しています。

また、河川、ため池など自然水利のほか、プールなどの利用も考えています。

広域連携の強化を行っています (予防 p32)

町全域に広がる災害や、同時多発の火災が発生した場合は、本町の消防だけで救助や救急、消火を行うことは困難です。

その場合は、消防本部から「広域消防応援協定」等に基づき、他市町の消防に応援を要請します。

また、事業所等で発生した事故や火災による災害については、事業所等の自衛消防組織と協力して活動を実施します。



災害情報はどこから入手すればよいのか・・・

災害の発生時には、被災者を不安に陥れるようなデマやうわさ、間違った内容の情報が飛び交い、正確な情報を把握することが難しい状況となるおそれがあります。
安心して被災後の生活を営むためには、被害状況などの災害関連情報やライフラインの復旧状況といった生活関連情報など、正確な情報を把握する必要があります。
テレビやラジオ、町の広報など、災害情報の発表に注意しましょう。

災害発生直後の情報はテレビ・ラジオから

気象庁は、台風の進路予測、気象注意報や警報、地震発生後は各地の震度等を発表し、テレビやラジオ等で放送されます。災害発生直後は、テレビやラジオで災害情報を確認しましょう。

また、町役場や関係機関から、被害の状況、給水・食料・生活物資の供給、道路情報、交通情報、医療関連情報などの各種情報が提供されます。これらの情報は、テレビ、ラジオ、エリアメール・緊急速報メールから、また、町からは防災行政無線、広報車、防災メール・まもるくん等から入手することができます。停電時には、カーラジオ、携帯ラジオ、携帯電話、スマートフォンなどから、災害情報を入手しましょう。

落ち着いた後の災害情報は、町ホームページや臨時の広報紙でも

大規模な災害では、町は、ホームページにある災害・防災情報サイトへ情報を掲示するとともに、必要に応じ、臨時の広報紙（災害広報紙）を発行するなど、広報活動を行います。

広報紙では、災害関連情報に加えて、仮設住宅の募集、家屋の処理、り災証明の発行、各種融資・貸付制度など、生活を支援する関連情報を掲載しますので、注意して確認しましょう。

また、防災行政無線、ラジオ、携帯メール等でも、引き続き各種関連情報が入手することができます。

家族の安否確認をするなら「171」へ

家族や知人の安否確認は、「災害用伝言ダイヤル」を活用してください。ご自身の安否を知らせるのも同じです。操作方法は「171」をダイヤルし、音声案内に従って必要な操作により、音声で登録を行ってください。携帯電話やPHSからも利用できます。

また、インターネット上で行う災害用伝言板として、安否等の情報をテキストで登録・確認できる伝言板「web171」もあります。

- ◆伝言登録時の通知先設定（利用者登録・更新・削除）

http://www.ntt.co.jp/saitai/web171_touroku.html

- ◆伝言の登録・確認方法

http://www.ntt.co.jp/saitai/web171_etsuran.html

吉富町の対策

町が行う災害広報 (風水害 p29、地震・津波 p30)

町は、気象情報、災害の発生状況、二次災害の危険性等に関する情報、災害時要援護者への支援の呼びかけなど、各種情報について広報活動を行います。

災害広報は、状況に応じて、防災行政無線、広報車や消防団、自治会長等を通じて、被災地域を中心に広報を行うほか、町ホームページ・災害広報紙など、多様な手段を活用します。また、必要な広報を報道機関へ要請し広報します。

災害時要援護者への配慮 (風水害 p72、地震・津波 p72)

聴覚・視覚障害者に対する広報として、社会福祉協議会との連携により、手話・点字ボランティアを確保し対応するほか、外国人への対応として英語表記による広報など、多様な手段を活用して広報するよう努めます。

災害相談窓口を設置します (風水害 p31、地震・津波 p32)

生活支援情報の提供や行方不明者など、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、庁舎内に災害相談窓口を設置します。

<各種災害情報の入手先>

- 各種気象情報、警報・土砂災害警戒情報などの防災気象情報
気象庁のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 山国川、佐井川などの河川の水位、雨量の情報
福岡県河川防災情報 <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>
国土交通省川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- 土砂災害に関する情報
福岡県砂防課のホームページ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>
- その他防災に関する各種情報
国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
福岡県防災ホームページ <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/index.php>

多数の負傷者がでたら・・・

大災害では、建物の下敷き、割れたガラス、落下物などによって多数の負傷者が発生します。負傷者が発生したときは、応急手当を行い、負傷の程度にあわせて適切な措置を取りましょう。

応急手当をしましょう

負傷者が発生したときは、住民で協力して、傷口の消毒、止血など、できる範囲での応急措置を行いましょう。

普段から、救命講習などの応急手当講習会に参加し、いざというときに役立てることが大切です。

重症の場合は119へ通報しましょう

重症の場合は、すぐに消防署に通報しましょう。救急車が病院に搬送します。

一見、軽症に見えても、例えば、建物の下敷きになっていた場合は、筋肉が圧迫されたことなどによる挫滅症候群（クラッシュシンドローム）により、緊急的な処置が必要となるので注意が必要です。

軽症の場合は最寄りの救護所へ

擦り傷、切り傷、打撲などの軽症で、生命に異常がない場合は、地域住民が協力して最寄りの救護所（避難所等に設置されます）に連れていきましょう。



吉富町の対策

災害時の重症者への医療について (風水害 p69、地震・津波 p69)

救護所や救出現場で「トリアージ」により重症と判断された場合は、町内及び近隣の医療機関を確保し対応しますが、困難な場合は、災害拠点病院となる新行橋病院などで応急措置を行います。

道路事情により救急車で搬送が困難な場合や、多数の重傷者があり、町内での処置が不可能な場合には、県や自衛隊に要請し、ヘリコプターでの搬送を行います。

医療救護チームの編成と医療救護所を設置します (風水害 p68、地震・津波 p68)

多数の傷病者が発生した場合は、医師会に、医療救護チームの編成及び出動を要請します。

また、必要に応じて、避難所等に医療救護所を設置し、医療救護チームは、医療救護所において医療救護活動を実施します。

心のケア対策を行います (風水害 p71、地震・津波 p71)

大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力により、被災者や災害時要援護者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、精神的不安への対策を行います。

災害時要援護者への支援を行います (風水害 p75、地震・津波 p75)

災害時要援護者に対しては、避難所、その他の災害時要援護者の所在地において、福祉関係団体やボランティアと協力し、災害時要援護者向け巡回ケアサービスとして、生活相談や健康チェック、派遣による生活介助を行います。



<トリアージ>

- ・傷病者の重傷度と緊急度に応じて4段階（黒、赤、黄、緑）の判定を行い、治療や後方搬送の優先順位を決めることです。判定結果は、トリアージ・タグ（トリアージ区分の識別表）で表示します。

<PTSD>

- ・「Post Traumatic Stress Disorder（心的外傷後ストレス障害）」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことをいいます。

どこに避難すればよいか・・・

建物の倒壊や火災の危険等から安全を確保するためには、公園、学校などの安全な場所へ避難することが必要です。

避難が必要な場合は、落ち着いて、お互いに助け合って行動しましょう。

自治会や隣組などのグループ単位で最寄りの避難所へ

災害が発生したときには、まず初期消火などを行った後、家族で最寄りの公民館等へ避難しましょう。

地域の公民館などに避難したあと、自主防災組織や消防団の呼びかけに従って、指定避難所に移動します。

避難の際は、自治会や隣組などのグループ単位で行動することが望ましいです。

いざというときに備えて、家庭や自治会などで、あらかじめ避難所や避難経路を確認しておくことが大切です。



避難所への移動が遅れてしまった場合

浸水等により避難所への移動が遅れる場合や移動ができない場合は、無理に避難所には行かず、安全が確認されるまでは、自宅の2階以上（垂直避難）や近くの建物（鉄筋コンクリート造等の丈夫な建物）の高層階に移動しましょう。

高齢者や障がい者等の手助けをしましょう

避難するときは、地域の住民と協力して、高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児等の安全を確認し、避難の手助けをしてあげましょう。

非常持ち出し用の物資を準備しておきましょう

一時避難するときは、飲料水や非常食料などを持ち出しすることが大切です。

災害後の数日は、飲料水・食料・生活用品が十分に行き渡らないこともあります。

そのために普段から、少なくとも3日間ぐらいは、自分で生活できるだけの備蓄をしておきましょう。

※備蓄量のめやす = (3日間分の水や食品等 × 家族数) をリュックサック等に！

吉富町の対策

避難所（施設、場所）を指定しています（風水害 p55、地震・津波 p55）

町では、災害時に住民が安全に避難できる場所や一時的な生活の場を確保するため、避難所の指定・更新、機能性の確保・向上を進めます。

また、災害時要援護者にも配慮した避難所として、「福祉避難所」を設定し、避難の実施に必要な施設・設備等の整備に努めます。

※福祉避難所とは、災害時要援護者のための避難所で、必要に応じて開設します。

本町では、吉富あいあいセンター（保健センター）が福祉避難所になります。

<避難所>

吉富フォーユー会館、吉富町体育館、吉富町武道館、吉富町老人福祉センター、吉富あいあいセンター、吉富保育園、吉富町子育て支援センター、吉富小学校、吉富中学校、西光寺、宝福寺、八幡古表神社

避難誘導を行います（風水害 p53、地震・津波 p53）

消防団と自主防災組織が連携して避難誘導者となり、避難者を自治会および隣組等のグループ単位にまとめ、避難誘導を行います。

学校や保育施設、福祉施設など、多数の人が集まる施設では、各施設の責任者（管理者）等が避難誘導を行います。

なお、町から避難勧告等が出なくても、周囲の状況から危険が迫っていると判断されるときは、自主避難を呼びかけます。



避難所の開設・運営について（風水害 p55、地震・津波 p55）

避難所の開設は、町長が指定避難所・避難場所から選定し、町職員が施設管理者と協力して開設します。

避難所開設当初の運営は、町が施設管理者、自主防災組織と連携し、運営を行います。

避難所の管理・運営では、災害時要援護者や男女双方の視点などに配慮し、多様な避難者のニーズを的確に把握・反映できるよう努めます。

避難所での生活について・・・

大災害が発生した場合は、多くの家屋の倒壊により、かなりの長期間にわたって、避難所での生活を余儀なくされます。避難所での生活は、集団生活になります。避難者同士が助け合って、生活しやすい環境づくりをしましょう。

避難者による自主運営を目指します

町は、可能なかぎり職員を避難所に派遣し、避難所の開設・運営に努めます。

しかし、大規模な災害時には、避難所生活が長期間にわたることが予想されるため、町は、避難者の代表者からなる避難所運営組織を立ち上げ、避難者自身による自主運営を行うことを要請します。

避難者は、何らかの役割を分担し、集団生活の義務を果たすようにしましょう。

災害時要援護者を支援しましょう

避難所には、お年寄りや体の不自由な人など、ハンディキャップを持った人がいます。

避難所内でも、例えば、暖かいところなどを優先的に提供したり、食料の供給や各種情報の伝達、避難所内の移動などで、できる限りの援助をしましょう。

避難所ではルールを守って生活しましょう

避難所での生活は集団生活です。避難生活者の一人ひとりが、自主運営組織が定めたルールにしたがって、生活することが求められます。

ボランティアに協力しましょう

避難所には、災害ボランティアとして団体や個人のボランティアが派遣されることがあります。また、避難所となっている小・中学校では、初動時には教職員が児童や生徒の対応を行います。

避難所を円滑に運営するために、教職員やボランティアとの話し合いや連携、協力が必要になります。

吉富町の対策

避難所の開設・運営に際して行うこと（風水害 p57、地震・津波 p57）

災害時、町は、可能な限り避難所の施設に職員を派遣するとともに、施設管理者等の協力を得て、避難所の開設・運営を行います。具体的には、避難者カード・名簿の作成、避難者への開放区域の指定、災害時要援護者に配慮した居住区域の割り振りなどを行います。

また、避難者名簿の配布、避難所運営記録の作成などを行います。

自主運営の手助けを行います（風水害 p57、地震・津波 p57）

災害直後から 1 週間程度をめどとして避難所に町職員を派遣し、自主運営組織の立ち上げ、物資供給のしくみづくりなど、避難所運営体制の手助けをします。

福祉避難所への移送など（風水害 p61、地震・津波 p61）

高齢者、障がい者、傷病者等、一般の避難所では生活が困難な人については、可能な限り早い段階で福祉避難所を開設し、移送を行います。

やむを得ず一般の避難所にとどまる場合は、簡易ベッドを用意するなど、必要な福祉サービスを提供するよう努めます。

避難所生活への支援について（風水害 p85、地震・津波 p85）

被災者の避難所生活を救援するため、飲料水や食料等の確保・供給を行います。また、救援物資等の集配拠点を開設し、物資の仕分けや保管、輸送をボランティア等の協力を得て行います。

このほか、必要に応じて仮設トイレの設置、NTT による仮設電話の設置などが行われます。

在宅避難者への支援について（風水害 p61、地震・津波 p61）

在宅で生活が可能な住民のうち、飲料水や食料等の入手が困難な住民（在宅避難者）については、最寄りの避難所で状況を把握し、避難所で供給を行います。

健康管理への支援について（風水害 p70、地震・津波 p70）

避難所では、インフルエンザの流行などが発生することが予想されます。これらの対策として、避難所で必要な医療活動やカウンセリングなどの巡回ケアサービスを実施します。

飲料水・食料はどこで入手するのか・・・

災害では、ライフライン施設が破損し、水道、ガス、電気などの供給が長期間にわたって停止するおそれがあります。また、平常の物流システムが機能しなくなるため、物資の入手が非常に困難となることが予想されます。

このような場合には、次のように生活物資を確保するようにしましょう。

災害発生後から3日間は家庭内備蓄を使いましょう

道路状況などの影響によって、被災者全員に、災害直後から飲料水、必需品などの供給ができないと考えられます。

このような場合には、災害発生から3日間は、普段から家庭内で備蓄している、飲料水、缶詰類、身の回り用品等で対応しましょう。

飲料水はバケツやポリタンクを持参して下さい

町は、災害時には、必要に応じて避難所に給水所を設置しますので、飲料水の供給を受けることができます。

給水を受ける場合は、バケツ、ビニール容器などを持って、集まりましょう。

食料や日用品等の受け渡しは避難所で行います

避難所に避難した被災者や在宅避難者、住居での炊事が困難な方を対象に、食料や日用品等の供給を行います。

食料は、避難所で供給数を把握した後、町の備蓄品や協定企業などから、弁当、パン、牛乳等を調達し、配布します。

必要に応じて、自主防災組織やボランティアの協力を得て、炊き出しを行います。



吉富町の対策

災害発生時における相互応援協定の締結を進めています (予防 p32)

町では、飲料水や食料に関する協定について、行政間や民間団体との締結を進めており、災害発生時の飲料水、食料、生活物資等の確保に努めています。

備蓄を進めています (予防 p45)

町では、食糧（乾パン、アルファ化米等）、炊事器材、寝具、その他（日用品等）の備蓄に努めています。

災害発生後の応急給水 (風水害 p85、地震・津波 p85)

断水が発生し、即時復旧ができない場合は、町は、消防用水の供給、病院・福祉施設等の緊急給水を優先しますが、大規模災害時には、他水道事業体の応援を受け、水道の復旧事業に取り組みます。

給水量については、災害発生から3日間は、1人1日3リットルの供給を目標とし、それ以降は、10日目には20リットル、21日目には100リットル程度の確保に努め、速やかに被災前の水準にまで回復させるようにします。

避難所での食料等の需要把握と配布 (風水害 p88, 91、地震・津波 p88, 91)

避難所で必要な食料や日用品等の需要は、避難所担当職員等からの情報を通じて把握し、需要量と町の備蓄量を勘案しながら確保します。

配布は、原則として避難所で行い、避難所運営組織、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平に配分します。

炊き出しによる支援 (風水害 p90、地震・津波 p30)

一時的に食生活を確保するために、必要に応じて炊き出しを行います。

炊き出しは、町が必要な材料や燃料等を確保し、自主防災組織やボランティア等と協力して行います。

炊き出しの場所は、避難所となる施設で原則行いますが、施設や利用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して行います。

住まいはどうなるのか・・・

大規模な災害では、多くの家屋や建物が倒壊したり、流されたりすることがあります。このような場合には、さまざまな支援情報が広報されます。

住家が被災したら

大規模な災害により、住家が半壊、半焼した場合、日常生活に欠くことができない部分（居室、台所、トイレ等）について、条件を満たせば、最小限度の応急修理を受けることができる場合がありますので、町からの広報に注意しましょう。

相談窓口を利用しましょう

福岡県では、住宅金融支援機構と連携し、住宅に関する相談等を行う窓口を設置します。住家に被害のあった被災者は、県や町からの相談窓口の設置情報に注意しましょう。

仮設住宅の利用

仮設住宅は、県または町が建設を行います。

仮設住宅の利用に際しては、まず、居住する住家がないなどの条件を満たせば入居資格者となり、その中から選定され、入居が可能となります。

お年寄りや障がい者などは、必要に応じて、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮されます。

り災証明書や被災届出証明書の発行手続き

自然災害により被災した場合は、家屋の被害程度を証明する「り災証明書」や、家屋以外の被害（家財など）があったことを証明する「被害届出証明書」の発行手続きを行いましょう。

り災証明書は、町（総務課）または消防本部（火災の場合）に、また、被害届出証明書は町（総務課）にて発行します。

吉富町の対策

応急仮設住宅を設置します (風水害 p94、地震・津波 p94)

大規模な災害により、住家に多大な被害が発生した場合は、町は被害調査より、必要な応急仮設住宅の概数を把握するとともに、避難所等で相談窓口を設置し、入居の申し込みを受け付けて需要の把握を行います。

建設は、県または町が、建設業者等の協力を得て行います。

福祉仮設住宅を設置します (風水害 p95、地震・津波 p99)

災害救助法の適用を受けて、福祉仮設住宅を設置します。

福祉仮設住宅は、お年寄りや障がい者など、日常生活のうえで特別な配慮を要する方を数人以上収容するもので、老人居宅介護などの事業に利用できる施設となります。

公営住宅を確保します (風水害 p95、地震・津波 p99)

町営住宅に空き家がある場合は、住家を失った被災者の生活の場として活用します。

被災者のための相談窓口を設置します (風水害 p93、地震・津波 p93)

り災証明書や被災届で証明書の発行手続きの相談や要望等に対応する被災者相談窓口を庁舎や指定避難所等に設置します。



災害のあとかたづけは・・・

浸水後の清掃や消毒について

洪水や津波等による浸水後は、家屋や家具などに汚泥が付着するため、しっかりと清掃を行う必要があります。

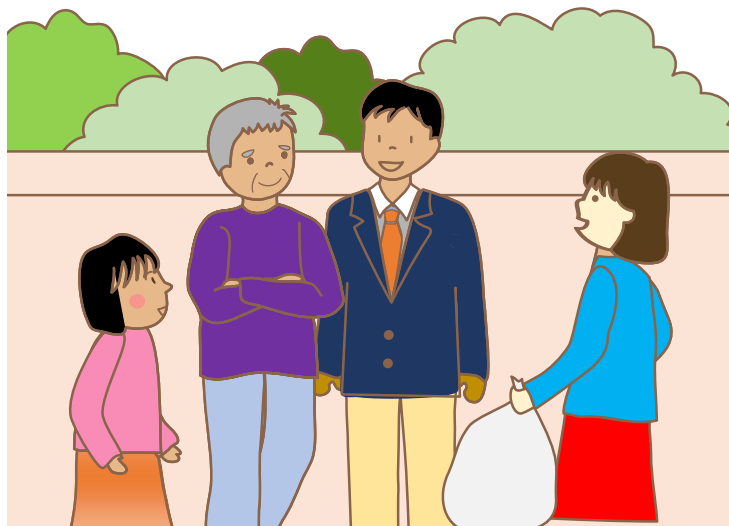
また、感染症の発生を予防するためにも、消毒を行う必要があります。町から配布された消毒剤で消毒しましょう。

災害廃棄物の搬出について

浸水などにより使用できなくなった畳、家具、電化製品など大量のゴミは、町または自治会長等の指示に従い、災害廃棄物としてルールを守って搬出しましょう。

地域で協力しましょう

清掃、消毒、廃棄物の搬出などにおいては、高齢者、障がい者などに配慮するとともに、ボランティアの応援を得て、地域全体で協力して、適切かつ迅速に行うようにしましょう。



吉富町の対策

防疫（消毒）活動を行います（風水害 p97、地震・津波 p101）

浸水後は、感染症の発生またはそのまん延を防止するため、町は、住民と共同して、家屋・トイレ・側溝などの消毒活動を行います。

町は、被災状況に応じて、保健福祉環境事務所や医師会などの協力を得て防疫チームを編成し、感染症予防対策に関する広報活動を行うとともに、健康診断・検査などの感染症対策を行います。

災害廃棄物の収集、処理について（風水害 p101、地震・津波 p106）

住家またはその周辺に運ばれた土砂、材木などの障害物は、町が処理します。

被災建築物の解体、撤去に伴う多量のがれき処理は、被災者自ら搬出することが困難なときや、道路等に散在し、緊急に処理する必要があるときは、町が収集・処理を行います。

ボランティアの受け入れ（風水害 p40、地震・津波 p41）

町は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れます。

災害ボランティアセンターでは、避難所での避難者に対する生活支援や被災家屋等の清掃活動などを行う一般ボランティアと、医療、福祉、通訳などの専門ボランティアの登録が行われます。

町は、ボランティアの活動が効果的に生かされるよう、支援を行います。

おわりに

大災害で多くの人が救助を求める事態になると、警察や消防がすぐに救助に駆け付けられるとは限りません。そこで重要になるのが地域の住民の助け合いです。特に地域の高齢者や障がい者等に対する援助においては、地域の住民の力が欠かせません。

本書では、災害に対する日頃からの取り組みや、災害発生の前後における基本的な行動等について整理していますので、住民の皆さんはこれを参考として、防災計画に一層の関心を持っていただく機会になればと思います。

吉富町地域防災計画

-みんなのちからで命と暮らしを守る-

平成25年11月

編集発行 吉富町防災会議

事務局 吉富町総務課

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話 0979-24-1122(代表)